

○香川県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

令和5年8月21日

警察本部訓令第19号

香川県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令を次のように定める。

香川県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

香川県警察における警察情報管理システムの運営に関する訓令（令和4年香川県警察本部訓令第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、香川県警察における警察情報システム（香川県警察が整備する情報システム及び警察庁が整備する情報システムであって香川県警察に整備された情報システムをいう。以下同じ。）の整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、県民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 警察情報システムの整備及び管理は、次に掲げる事項を基本理念に行うものとする。

- （1） 関係部門相互の協力の下、警察情報システムの利用実態を適切に把握すること。
- （2） 警察情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、警察情報システムの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の警察情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進を図ること。
- （3） 警察情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、警察情報システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、警察情報システムの機能を維持し、その安全性を確保すること。

（情報管理業務監査）

第3条 香川県警察本部長は、香川県警察が整備した警察情報システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、香川県警察本部警務部長に情報管理業務監査を行わせるものとする。

2 情報管理業務監査に関し必要な事項は、別に定める。

（補則）

第4条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。